

非稼働病床を有する医療機関に対する地域医療構想推進委員会の対応方針等に関する意見

衣浦東部保健所

1 地域医療構想推進委員会における対応について

- (1) 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への、地域医療構想推進委員会における対応

A	非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	4名
B	地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	9名
C	その他	0名

※意見なし：2名

- (2) 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明。

上記以外に説明を求めたほうが良い事項

A	①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	12名
B	上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。（具体的内容） ○病床の利用を想定していた患者が受診した場合、現在の対応について	1名
C	その他	0名

※意見なし：2名

2. その他、非稼働病床を有する医療機関への対応等に関する意見

なし

3. 対応方針（案）

当圏域では、議論の対象となる医療機関がないため、現時点では対応はない。
次年度以降、新たに対象となる医療機関が現れた場合の対応方針案について協議する。

1 案 次年度第 2 回の推進委員会で非稼働の理由、運用見通しについての意見を聴く

- ① 次年度第 1 回推進委員会終了後、非稼働病棟を有する医療機関から、書面により「理由、今後の見通し」を提出いただき、各委員に書面により意見等を聞く
- ② 委員からの意見に、説明を求めた方がよいとの意見があれば、第 2 回推進委員会に出席いただき、説明を求める

2 案 次々年度第 1 回の推進委員会で非稼働の理由、運用見通しについての意見を聴く

- ① 次年度第 2 回推進委員会で、非稼働病床を有する医療機関から、書面により「理由、今後の見通し」を提出いただき、協議を行う
- ② 資料だけでは不十分であった医療機関に関しては、次々年度の第 1 回推進委員会に出席いただき、説明を求める